

## 第120号議案

府中市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 5 年11月30日

提出者 府中市長 高野 律 雄

(説明)

地方自治法（昭和22年法律第67号）の一部改正に伴い、所要の改正を行う  
ものであります。

## 府中市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

府中市下水道事業の設置等に関する条例(令和元年12月府中市条例第19号)の一部を次のように改正する。

第6条中「第243条の2の2第8項」を「第243条の2の8第8項」に改める。

付 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

参 考

府中市下水道事業の設置等に関する条例新旧対照（抜粋）

（\_\_\_\_\_は、改正部分）

新	旧
<p>（議会の同意を要する賠償責任の免除）</p> <p>第6条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第243条の2の8第8項</u>の規定により下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。</p> <p><u>付 則</u></p> <p><u>この条例は、令和6年4月1日から施行する。</u></p>	<p>（議会の同意を要する賠償責任の免除）</p> <p>第6条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第243条の2の2第8項</u>の規定により下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。</p>